

多古町地方バス路線維持費補助金について

1. 経緯

路線バスは鉄道駅の無い本町の住民にとって重要な公共交通機関であり、高齢化の進行や成田空港の更なる機能強化を見据え、今後も運行を維持していく必要がある。

しかし、働き方改革関連法への対応や運行経費高騰等により、交通事業者を取り巻く状況は厳しさを増しており、本町を運行する路線バスの存続も危機的な状況を迎えている。

そこで、本町では公共交通計画にて重点事業に位置付けている路線バスの維持を図るため、運行事業者への補助制度を再編し支援を強化することとした。

2. 概要

地域間幹線系統（ジェイアールバス関東「多古本線」「栗源線」）をはじめとする路線運行にバスにかかる経常費用から、運賃収入などの経常収益や国及び千葉県補助額を控除した運行事業者負担額について、沿線市町と運行距離で案分して補助する。詳細は別添要綱を参照。

3. 地域間幹線系統の費用負担のイメージ

			負担者	備考
経常費用	赤字額	国庫補助対象外経費	運行事業者（市町補助対象）	燃料費高騰で事業者の費用単価が国の示す費用単価を上回った場合や、利用者減少により乗車密度が国基準を下回った場合などに発生する事業者負担額。
		国庫補助対象経費	国	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（補助対象赤字額の1/2）
	県		千葉県バス運行対策費補助金（補助対象赤字額の1/2）	
	経常収益（運賃収入等）		利用者等	

○多古町地方バス路線維持費補助金交付要綱

(令和6年5月10日告示第57号)

(趣旨)

第1条 この告示は、地域住民の生活に必要なバス路線の維持を図るため、町長が必要と認めるバス路線の運行に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、多古町補助金等交付規則(昭和39年多古町規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(以下「乗合バス事業」という。)を営業者をいう。
- (2) 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間をいう。
- (3) 廃止代替路線 乗合バス事業の廃止による代替バスの運行について、町が委託契約を締結している運行系統をいう。
- (4) 補助対象経常費用 補助対象期間における乗合バス事業の経常費用を実車走行キロ数で除して得た額(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号。以下「国庫補助金交付要綱」という。)第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。)に、次条に規定する補助対象路線の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。ただし、廃止代替路線については、当該路線運行に係る経常費用をいう。
- (5) 補助対象経常費用の見込額 国庫補助金交付要綱別表2に規定する補助対象経常費用の見込額をいう。
- (6) 経常収益の見込額 国庫補助金交付要綱別表2に規定する経常収益の見込額をいう。
- (7) 系統キロ程 キロメートルを単位として表したバス運行系統の起点から終点までの道のりをいう。

(補助対象路線)

第3条 補助対象路線は、次のとおりとする。

- (1) 国庫補助金交付要綱別表1の基準に適合する運行系統であり、かつ、千葉県バス運行対策費補助金交付要綱(平成14年10月18日交計第136号。以下「県補助金交付要綱」という。)に基づく補助金の交付の対象となるもののうち、補助対象期間における経常収益の見込額が補助対象経常費用の見込額の20分の11に満たないもの(以下「国庫補助対象路線(協調補助分)」という。)
- (2) 国庫補助金交付要綱別表1の基準に適合する運行系統であり、かつ、県補助金交付要綱に基づく補助金の交付の対象となるもののうち、補助対象期間に得た経常収益が経常費用に満たない系統であって、町長が当該系統の確保維持が必要と認めたもの(以下「国庫補助対象路線(協調補助分以外)」という。)
- (3) 前2号に規定する補助対象路線以外の運行系統であり、かつ、補助対象期間に得た経常収益が経常費用に満たない系統であって、町長が当該系統の確保維

持が必要と認めたもの（以下「国県補助非対象路線」という。）

(4) 廃止代替路線

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、前条に規定する補助対象路線を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

第5条 補助対象経費の額は、次の各号に掲げる補助対象路線の区分に応じ、当該各号により算出される額とする。

(1) 国県補助対象路線（協調補助分） 補助対象期間における経常収益の見込額が補助対象経常費用の見込額の20分の11に満たない額

(2) 国県補助対象路線（協調補助分以外） 補助対象期間における経常費用から国庫補助金交付要綱、県補助金交付要綱及び前号に基づき交付される補助金並びに経常収益を減じて得た額の範囲内において町長が認めた額

(3) 国県補助非対象路線、廃止代替路線 補助対象期間における経常費用から経常収益を減じて得た額の範囲内において町長が認めた額

2 補助対象路線に町外乗り入れ部分がある場合における補助対象経費の額は、前項各号により算出された額に、当該補助対象路線の町内に係るキロ程の系統キロ程に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、これによりがたい特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 補助対象路線の要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額以内の額とする。

(交付申請)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象期間に係る地方バス路線維持費補助金交付申請書（別記第1号様式）、補助事業等説明書（別記第2号様式）及び別表の補助対象路線区分に応じた添付書類を補助金の交付を受けようとする会計年度の12月20日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定の通知)

第8条 町長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、地方バス路線維持費補助金交付（不交付）決定及び額の確定通知書（別記第3号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、地方バス路線維持費補助金交付請求書（別記第4号様式）により町長に請求しなければならない。

(補助金の経理等)

第10条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしなければならない。

2 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る

証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(関係帳簿等の提出)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた補助対象事業者に対して前条の帳簿及び証拠書類の提出を求めることができる。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた補助対象事業者がこの告示の規定に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。
(多古町廃止路線代替バス運行費補助金交付要綱等の廃止)
- 2 多古町廃止路線代替バス運行費補助金交付要綱（平成8年多古町告示第12号）は、廃止する。
- 3 多古町生活交通路線維持費補助金交付要綱（平成17年多古町告示第84号）は、廃止する。

別表(第7条関係)

補助対象路線区分	番号	添付書類	摘要
国県補助対象路線 (協調補助分)	1	事業報告書、輸送実績報告書及びこれらに関連する必要な事項を記載した書類	旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第1項関係
	2	国庫補助金交付申請書及び千葉県バス運行対策費補助金交付申請書の写し	国庫補助金交付要綱第11条第1項関係（様式第1-8） 県補助金交付要綱第7条関係（第2号様式）
	3	運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表	県補助金交付要綱第7条関係（第2号の2様式）
	4	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組実績	国庫補助金交付要綱第11条第2項第3号関係（様式第1-5-2）
	5	地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	国庫補助金交付要綱第7条第1項第4号関係（表2）
	6	運行系統別市町村等負担明細表	任意様式
	7	その他町長が必要と認める書類	-
	8	上記1～6に掲げる書類	-
	9	乗合バス事業損益計算書（全体）	任意様式
	10	乗合バス事業損益計算書（対象路線）	任意様式

国県補助対象路線 (協調補助分以外)	11	平均賃率算定表	任意様式
	12	実車走行キロ算定表	任意様式
	13	実車走行キロチェック表	任意様式
	14	運行系統別輸送実績報告書	任意様式
	15	乗降調査実績表	任意様式
	16	時刻表	任意様式
	17	料金表(三角表)	任意様式
	18	路線図	任意様式
	19	その他町長が必要と認める書類	-
国県補助非対象路線	20	上記1、3、6、9～19に掲げる書類 ※6については本町以外の補助金等が無い場合は省略可	-
	21	事業説明書	別記
廃止代替路線	22	上記9～14及び16～19に掲げる書類	-

別記第1号様式(第7条関係)

地方バス路線維持費補助金交付申請書

[別紙参照]

別記第2号様式(第7条関係)

補助事業等説明書

[別紙参照]

別記第3号様式(第8条関係)

地方バス路線維持費補助金交付(不交付)決定及び額の確定通知書

[別紙参照]

別記第4号様式(第9条関係)

地方バス路線維持費補助金交付請求書

[別紙参照]